

様式第10号の3中

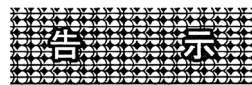
寡婦 (夫)		
人	寡婦	ひとり親

を に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室



長野県告示第372号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 大町市常盤字大崎7534（次の図に示す部分に限る。）、字北山堅平7389の1から7389の4まで、字所久保堅7513の1、字所久保7516、7526から7529まで、7540、7541、7543の3、字大崎7530、7535、7537、字北舞台7555の21
 - 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第373号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第375号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）

- 2 作業期間
令和3年6月21日から令和3年7月31日まで
- 3 作業地域
飯山市

建設政策課

長野県告示第376号

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
令和3年6月15日から令和3年12月24日まで
- 3 作業地域
下伊那郡天龍村

建設政策課

長野県告示第377号

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
令和2年9月1日から令和3年3月22日まで
- 3 作業地域
諏訪市、伊那市、駒ケ根市、上伊那郡飯島町、下伊那郡松川町、下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第378号

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
令和2年8月24日から令和3年3月22日まで
- 3 作業地域
飯田市、上伊那郡中川村、下伊那郡松川町、下伊那郡泰阜村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第379号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和3年6月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和3年7月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
株式会社長野県食肉公社	長野県松本市大字島内9842番地	長野県松本市大字島内9842番地 株式会社長野県食肉公社

会 計 課

長野県安曇野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年7月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月1日

長野県安曇野建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路 線 名 147号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市穂高4509番の3地先から 安曇野市穂高4601番の3地先まで	旧	m 8.8 ~ 18.2	Km 0.2934
同 上	新	11.1 ~ 19.7	0.2934

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市穂高4642番の2地先から 安曇野市穂高4303番の2地先まで	旧	m 9.6 ~ 17.6	Km 0.0572
同 上	新	12.2 ~ 17.6	0.0572

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 塩尻鍋割穂高線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市三郷小倉3482番の1地先から 安曇野市三郷小倉3478番の1地先まで	旧	m 7.1 ~ 13.5	Km 0.1605
同 上	新	10.0 ~ 15.4	0.1605

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市穂高有明7725番の3地先から 安曇野市穂高有明3622番の5地先まで	旧	m 6.0 ~ 27.4	Km 0.3100
同 上	新	7.8 ~ 29.5	0.3100

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 小岩岳穂高停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市穂高有明7608番の1地先から 安曇野市穂高有明7607番の3地先まで	旧	m 5.5 ~ 10.9	Km 0.1040
同 上	新	9.8 ~ 16.0	0.1040

4 (1) 道路の種類 県道

(2) 路 線 名 柏原穂高線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市穂高6471番の5地先から 安曇野市穂高6476番の1地先まで	旧	m 6.7 ~ 10.0	Km 0.0721
同 上	新	6.7 ~ 10.5	0.0721

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年7月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月1日

長野県安曇野建設事務所長 唐 澤 則 夫

1 (1) 路 線 名 147号

(2) 供用を開始する区間

安曇野市穂高4509番の3地先から
安曇野市穂高4601番の3地先まで
安曇野市穂高4642番の2地先から
安曇野市穂高4303番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年7月1日

2 (1) 路 線 名 塩尻鍋割穂高線

(2) 供用を開始する区間

安曇野市三郷小倉3482番の1地先から
安曇野市三郷小倉3478番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年7月1日

3 (1) 路 線 名 柏原穂高線

(2) 供用を開始する区間

安曇野市穂高6471番の5地先から
安曇野市穂高6476番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年7月1日

道路管理課